豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、 同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月10日

豊川市監査委員 武田 久計

同 鈴木篤男

同 神 谷 謙太郎

定例監査の結果に関する報告

- 1 監査の対象部署上下水道部経営課・水道整備課
- 2 監査の範囲令和3年4月1日~ 令和4年11月16日
- 3 監査の実施期間令和4年9月16日~ 令和4年11月16日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び 書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法に より実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 重点項目
 - ア 公金の取扱事務について
 - イ 財産の管理に関する事務について
 - ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- (2) 一般項目
 - ア 随意契約に関する事務について
 - イ 契約全般に関する事務について
 - ウ 庶務その他事務について
- 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な 措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 現在、単年度で契約している水道地図情報電算機器保守委託及び 水道事業会計システムソフトウェア保守管理業務委託について、 経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を 検討されたい。
- (イ) 切手受払簿について、既存の様式では取扱職員の特定ができず、 庶務担当職員の確認のみとなっていた。リスク管理の観点から、 様式の見直しや所属長への報告を行うなどの手続きについて、適 切な運用となるよう検討されたい。